

中野四季の森公園のかし担保請求に対する和解について

本和解について、平成24年第3回中野区議会定例会に第55号議案として、下記のとおり提出したので報告する。

記

1 和解の相手方

国（財務省。以下「甲」という。）

2 事案の概要

(1) 対象物件           所在地 東京都中野区中野四丁目2番160  
                          区分・数量 土地 6,500.28㎡

(2) 事案の内容

平成20年（2008年）3月31日に国有財産売買契約を締結し、同年4月18日に甲から取得した警察大学校等跡地地区内の公園用地（現在の中野四季の森公園）について、都市計画公園の整備を行ったところ、地下埋設物（隠れたかし）の存在が明らかになり、当該地下埋設物の撤去処分費用（以下「処分費用」という。）を甲に請求した。

（裏面参照）

3 区の損害賠償請求

本件損害は、上記契約に係る国有財産売買契約書第7条（かし担保）の規定に基づき、甲（売主）に損害賠償義務があると判断し、区（買主）が甲に処分費用相当額（金15,674,400円）の損害賠償請求をしたものである。

4 損害賠償額について

本件損害により、区が甲に請求した金額は、金15,674,400円であり、甲が提示した損害賠償額は、金15,674,400円であった。

甲が提示した損害賠償額は、区の請求額と同額で、妥当な額と考えられるので、甲の提示額、金15,674,400円で和解を締結するものとする。

中野四季の森公園かし担保対象位置図(購入区域)

